

進路ガイダンス 目次

1	はじめに	P 2
2	進路指導・個別の移行支援計画の基本的な考え方と目標	P 3
3	進路指導を推進していく体制・業務内容	P 4
4	進路指導の全体計画	P 5
5	高等部の進路指導	P 6
6	主な取組（業務分担に基づいた委細説明）	P 10
7	昨年度の進路状況から	P 12
	【資料 1：平成 22 年度 卒業生進路状況内訳】	
8	生活支援・就労支援ネットワークの取組	P 15
	【資料 2：就職を支援する機関との連携について】	
9	アフターケアの取組	P 18
	【資料 3：進路状況の推移 ～卒業生の進路先ごとの割合（卒業時）～】	
10	個別の移行支援計画	P 24
	【資料 4－Ⅰ：高等部第 1 学年 個別の移行支援計画(進路指導計画)書式】	
	【資料 4－Ⅱ：高等部第 2 学年 個別の移行支援計画(進路指導計画)書式】	
	【資料 4－Ⅲ：高等部第 3 学年 個別の移行支援計画(進路指導計画)書式】	
	【資料 4－Ⅳ：個別の移行支援計画 引き継ぎ書書式】	
	【資料 4－Ⅴ：卒業後の進路状況書式】	
11	進路学習の実践内容	P 31
12	障害者自立支援法における障害福祉サービス	P 33

1 はじめに

本校は、広島市の中心部（中区大手町）に位置し、昭和58年に小・中学部の養護学校として開校しました。平成5年には高等部を開設し、現在に至るまで高等部では、16回の卒業生を送り出しています。今春の卒業生55名を加えて、卒業生の総数は584名となりました。

本校の児童生徒数は、年々増加しており、今年度は、66学級322名となっています。また、児童生徒の障害は、知的障害だけでなく肢体不自由を併せ有する児童生徒、医療的ケアを必要とする重度の障害のある児童生徒、軽度の知的障害のある児童生徒など多様化しています。このような状況は、全国の知的障害特別支援学校においても同様な傾向となっています。本校では、校舎の老朽化や児童生徒の増加による狭隘化に対応するため、平成24年9月、南区の出島二丁目に移転・開校することになり、今年2月22日に起工式が行われ着工したところです。

念願であった学校の施設が新たになることで、ハード面が充実してきます。併せて、児童生徒の障害の多様化に対応するための、ソフト面、つまり教育課程や教育内容、授業の改善が必要です。これらの改善を、平成21年度より本格的に進めてまいりました。平成21年3月の特別支援学校学習指導要領の告示を受け、キャリア教育に視点を当てて、児童生徒の自立と社会参加を目指す教育課程の編成を行ってきました。今年度は、試行し平成24年度の完全実施を目指しています。

教育課程の編成においては、卒業後の生活を見通した小学部・中学部・高等部の12年間の一貫性のある教育を行うことを重視しました。高等部卒業後の進路先は、現在、経済状況や社会情勢の変化により、非常に厳しい状況です。在学中に生徒の障害や能力に応じて進学や就職、福祉施設の利用などの選択をするのですが、卒業生一人一人の希望する進路となっていない現状が見られます。学校では、生徒が希望する進路となるよう関係機関と連携を図りながら進路先の開拓を行い、進路指導を進めています。

本校においては、児童生徒の卒業後の自立と社会参加に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援と指導の充実を図り、児童生徒の持っている能力を最大限発揮できる教育活動を行っています。児童生徒の卒業後の生活がより豊かなものになるよう、学校と保護者と関係機関が連携を密に図るための一助となればと考え、「進路ガイドダンス」を作成しました。本校の進路指導の状況を御理解いただき、活用していただければ幸いです。

平成23年5月

広島市立広島特別支援学校長 中尾秀行

2 進路指導・個別の移行支援計画の基本的な考え方と目標

(1) 基本的な考え方

本校では、個別の移行支援計画を中心にして進路指導を進めています。個別の移行支援計画は高等部生徒が「子どもから大人へ」「学校から社会へ」と移行する際に、生徒自らが自分の進路を決定するために作成するものです。この計画には以下に述べる三つの大きな視点があります。

一つ目は、「子どもから大人へと移行」をするために、卒業後の生き方に必要な知識や力をつけ、生徒自身が主体的に進路を決定するための進路学習の取組です。

二つ目は、「学校から社会への移行」をするために、職場見学や職場（体験）実習の取組の中で、各関係機関（職業安定所、職業センター、就業・生活支援センター、地域相談支援センター、福祉施設等）と学校が連携・協力するためのものです。

三つ目は、適切な支援が卒業後の進路先へスムーズに移行されることを願って、引き継ぎ書を本人・保護者と共同で作成し、支援の継続を図ることです。併せて卒業後の概ね3年間を個別のアフターケア記録としても活用できるように作成を行い、そして地域生活や就労の定着を目指します。

これらの三つの視点で移行支援計画は構成されています。

卒業後の生活（生き方）を支えるために、学校生活で付けておきたい力を「個別の指導計画」でまとめ、一貫した適切な支援を行います。地域生活を豊かにするためには、学校教育のみならず医療、福祉、労働、地域等、多方面からの支援を「個別の教育支援計画」に、卒業後の地域生活や就労移行の支援を「個別の移行支援計画」に反映させます。これらの計画を相互に連動させながら効果的な活用を目指していきます。

(2) 目標

一人一人の生徒が、地域の中で生きがいをもって豊かに生活することを目指し、希望する進路（生き方）の実現に向けて、指導や支援を行う。

(3) 進路指導・移行支援を進める上で大切にしたい視点

ア 進路決定の主人公は本人

卒業後の進路（生き方）の実現に向けて、主人公である本人の参加と自己決定を大切にしたい取組を行います。

イ 本人に合わせた進路指導・移行支援への取組

個々の生徒に合わせた個別の移行支援計画を作成します。キャリア教育の視点を踏まえた進路学習や、職場見学、校内実習、職場（体験）実習、進路（就労、生活）相談、面談等を通して、卒業後の生活や労働をイメージし、生き方（働くこと、生活すること）を学ぶ取組をします。

ウ 進路指導・移行支援の取組を進めるための各関係機関や地域との連携・協力

本人や保護者の願いを大切に、卒業後の就労や生活の場の保障と地域社会と豊かな関係を築く取組を、様々な関係機関と連携を密接にとりながら進めていきます。

家庭生活や社会生活においても、障害児（者）の福祉サービス等の効果的な利用や社会参加の機会を作ることに積極的に取り組み、生活相談支援機関や地域との連携・協力による生活相談会やネットワーク会議を行います。

エ 卒業後も安心した生活や就労を実現する移行支援の実施

進路先や地域生活へのスムーズな移行を目指して、アフターケア計画に基づいて定着指導や社会生活で直面した問題や悩み事の解決に向けての支援を行います。

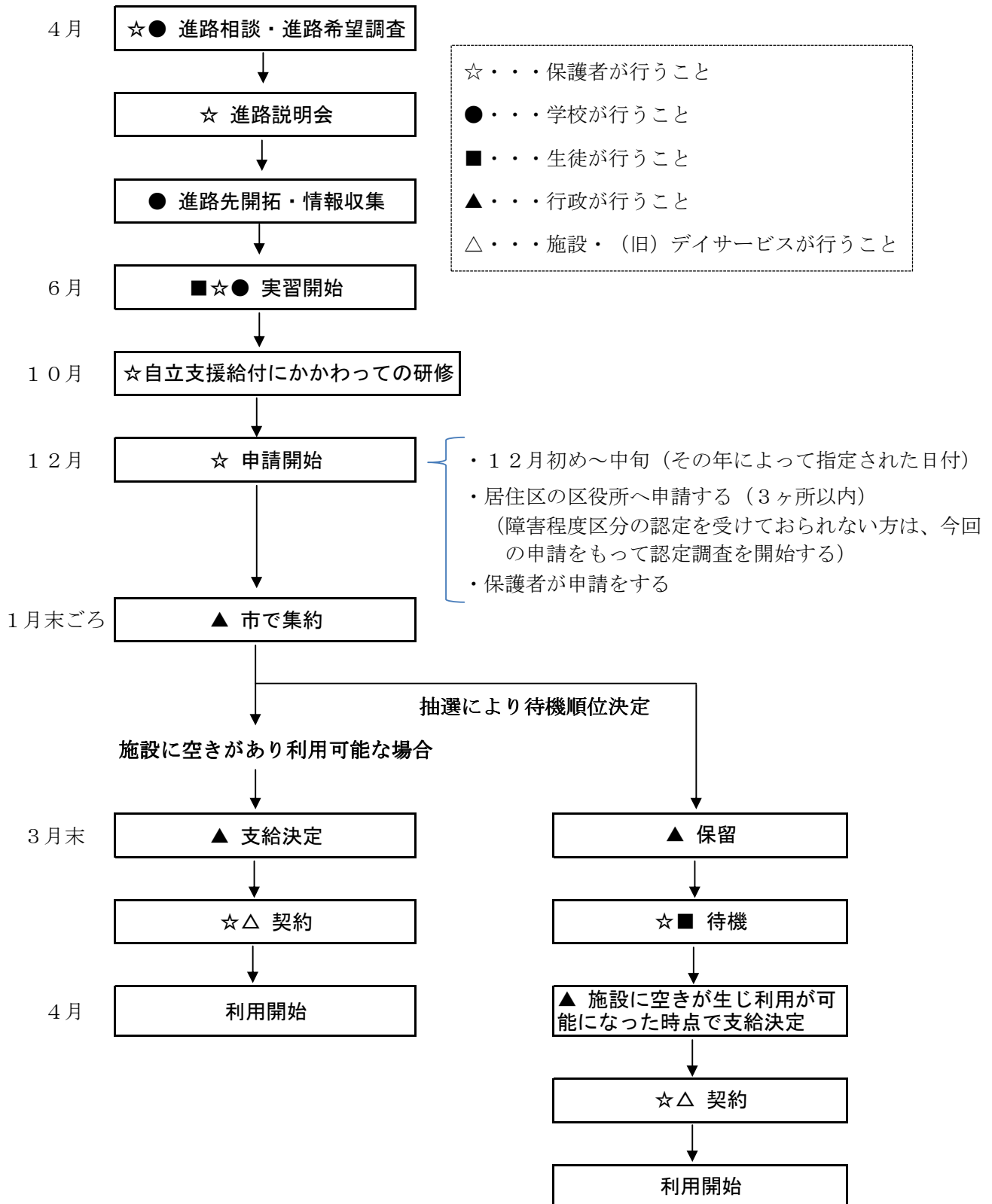
3 進路指導を推進していく体制・業務内容

区 分	業 務 内 容
分掌統括	所管職務の統括
文書等	進路指導関係文書の受発、保管に関すること
進路指導計画	全体計画の作成
	学年、学部の進路指導計画（行事内容等）の作成
	移行支援計画の作成及び活用に関すること
	進路ガイダンスの作成及び活用に関すること
進路学習	進路学習に関すること
	進路希望の調査に関すること
職場見学、実習等	職場見学の計画・実施に関すること
	校内実習の計画・実施に関すること
	職場体験実習の計画・実施に関すること
	職場実習の計画・実施に関すること
	職場実習や職場体験実習の受け入れ先の開拓に関すること
	保護者職場見学の計画・実施に関すること
進路相談	進路相談や進路懇談に関すること
追指導	卒業生の追指導や相談に関すること
	同窓会支援に関すること
広報	進路だよりや障害者福祉、労働情報の案内に関すること
施設作業所支援	販売協力や支援に関すること
職員研修	施設作業所等見学の企画・実施に関すること
コーディネーター	関係機関・諸団体との連携、参加に関すること
	進路に関する研修会等の企画・実施に関すること
	コーディネーター委員会に関すること

5 高等部の進路指導

(1) 進路指導の進め方（高3）

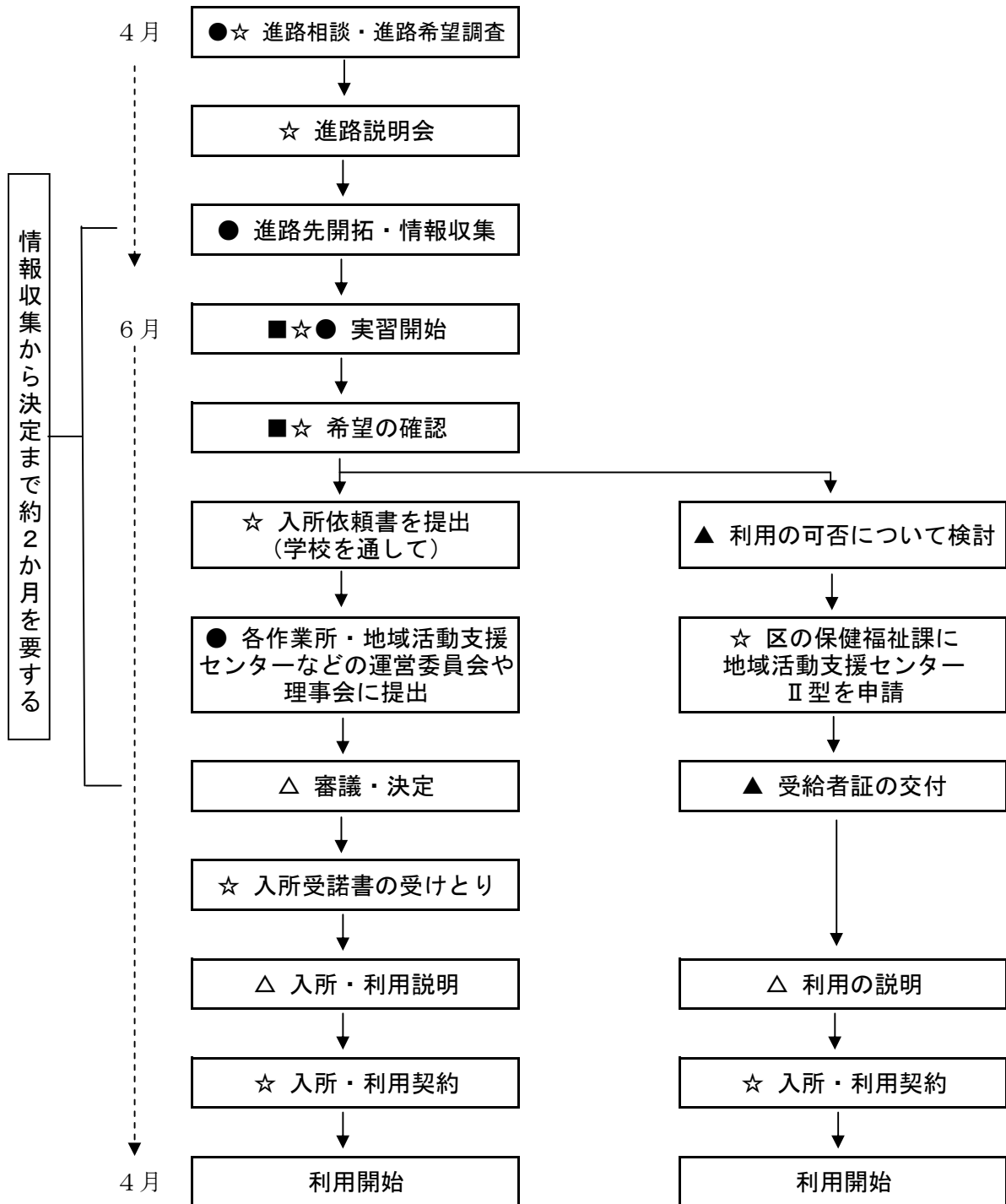
ア 施設・（旧）デイサービス事業所の利用までの流れ



イ 小規模作業所・地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型の利用までの流れ

<小規模作業所・地域活動支援センターⅢ型>

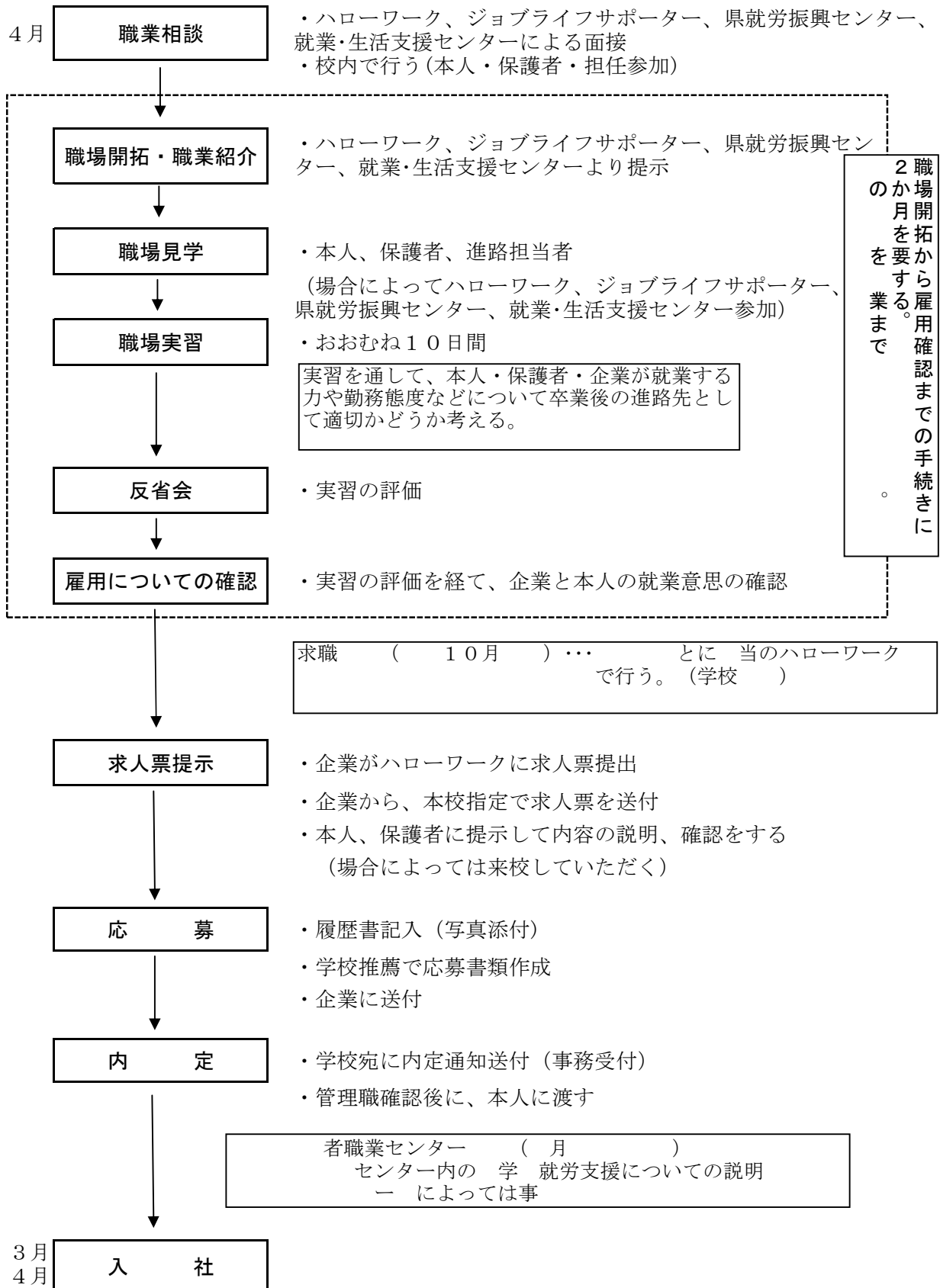
<地域活動支援センターⅡ型>



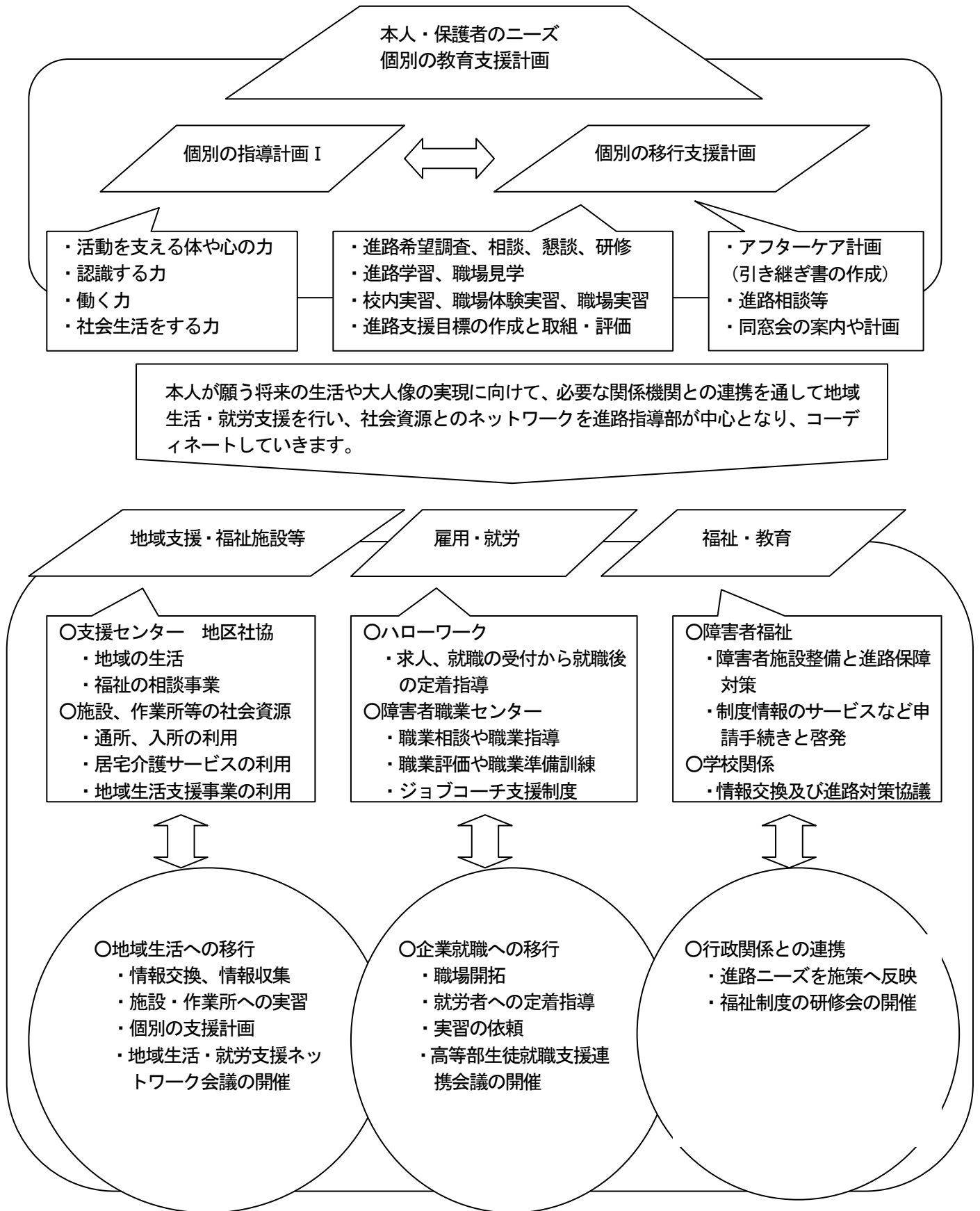
情報収集から決定まで約2か月を要する

- ☆・・・保護者が行うこと
- ・・・学校が行うこと
- ・・・生徒が行うこと
- ▲・・・行政が行うこと
- △・・・地域活動センターや小規模作業所が行うこと

ウ 就労までの流れ



(2) 高等部進路指導を支える支援計画とネットワーク



6 主な取組（業務分担に基づいた委細説明）

(1) 生徒への取組

ア 職場見学

福祉施設や企業などで働いている人や活動している人たちの様子の見学を通して、社会生活や働くことへの関心をもち、自分の進路について考えます。

イ 校内実習

5種類程度の仕事内容の違うグループに分かれて、5日間続けて作業を行います。この実習を通して働くことや生活について考えるとともに、職場体験実習など今後の進路の取組に向けて、自分のもっている力などを知る機会とします。

ウ 職場体験実習

2日から5日間の期間で、福祉施設や企業などに実習に行きます。通所（勤）は原則として、自力か保護者の付き添いとします。今後進路選択をする上で対象と成り得るところなどで、働いたり活動したり、具体的な体験をしたりすることを通して、社会で自分の力を試します。生徒自ら体験し自己評価し、保護者・担任もその様子を見て、生徒の適正や可能性を考える機会とします。

エ 職場実習

卒業後の就労や生活について考えるために、2日から10日間の期間で、進路先として希望する福祉施設や企業等に実習に行きます。実習を通して、自分の進路を考える機会とします。そして、進路の方向性が決まるまで実習を行います。

オ 進路学習

学校生活で大切にすることや自分の進路を考え卒業後のイメージを作るために、先輩の進路決定の話や卒業後の仕事、生活の様子話を聞いたりします。また、進路に関する知識や情報、予定などを知り将来どんな生活がしたいか、どんな大人になりたいか自分の進路について、考える学習の機会とします。

カ 職場相談・福祉相談

職場相談とは、就職を希望する本人とその保護者が、職業安定所の職業紹介の担当者と面談を行い、職業相談や職業紹介、就職手続きなどのアドバイスを受けます。また、福祉相談では、必要に応じて保健福祉課の担当者と障害者自立支援法をはじめとする、福祉制度の紹介や利用方法、申請等の手続きなどについての相談を行います。

(2) 保護者への取組

ア 進路に関する調査（進路希望調査）

進路希望や地域生活における制度の活用状況などについて調査し、進路指導の参考にします。進路研修の内容や進路指導の進め方についても、意見・質問を書きいただき、進路指導に取り組む上での参考にします。

イ 進路研修

卒業後の生活を支えてきた卒業生の保護者の経験談や、福祉施設で実践されてきた話を聞く研修、そして、福祉制度や情勢・就労支援についての学習など、ニーズに合った研修を行います。

ウ 職場・施設見学

進路選択をする上での進路希望先や、候補としている施設・作業所や企業などの訪問・見学をします。見学を通して、仕事や活動内容・取組の方針・受け入れの状況などの情報を得ます。そして、実習や進路決定などの参考にします。

エ 進路懇談・相談

懇談会を通して進路指導の計画や、取組内容・卒業生の進路状況についてお知らせします。また、個別懇談や相談も行い、保護者と担任・進路係がしっかりと話し合いながら、連携をとって進路指導が進められるようにします。

オ 進路ガイダンス・広報誌の発行

進路ガイダンスを作成し、進路指導の基本的な考えや計画・取組などのほか、進路指導を取り巻く現状や課題について説明します。また、進路ニュース「みらい」を発行し、進路指導の取組状況や施設・作業所・福祉の情報などを提供します。

(2) その他の取組

ア 見学・広報

教職員の資質向上を目的に、7月下旬に施設見学を実施しています。複数の見学先を設定し、教職員は希望の研修コースを選択します。実際に見学して説明を受けることで、施設や支援内容に関する情報収集に役立てています。また、校内進路情報誌として、年間4回程度進路ニュース「みらい」を発行しています。各学部・学年の進路指導の取組内容、障害者自立支援法の動向、施設や作業所のイベント紹介を掲載し、情報伝達に努めています。

イ 施設・作業所支援

施設・作業所支援や関係の維持に努めるために校内販売に協力しています。開校日の毎週水曜日、生徒下校後に、6つの作業所が輪番で販売を行うことについての調整・販売協力を行っています。また、7月・12月には、7つの作業所のオリジナル製品の販売について、カタログ回覧、注文収集、販売支援を行っています。その他、各種イベントの紹介等を行うことで、教職員に対して施設・作業所に関しての意識向上に努めています。

ウ アフターケア

アフターケア計画に基づいて、旧担任や進路担当者と連携を取りながら取り組みます。年に2回、課題を整理して教職員への報告会を行い、今後の支援について協議して取り組んでいきます。家庭への電話連絡、本人の様子確認、職場訪問、ハローワークとの連携をとりながら進めています。

エ 同窓会サポート

本校高等部同窓会「くすのき会」を同窓会役員と協力して運営しています。年間10回行われる役員会・総会の開催・親睦行事の実施・入会式の開催などの活動に携わっています。全体運営に関わって、会計の管理や同窓会会報の発行・発送に関わる仕事などの活動にも協力しています。

オ コーディネーターの取組

進路指導部として、広島市特別支援学校のセンター的機能や関係機関との連携・協力のあり方を、より具体的な形でネットワーク化し、実践化するための検討や取組を行っています。

7 昨年度の進路状況から

(1) 平成22年度卒業生の進路先について（別紙表参照）

高等部卒業生55名の進路先は、一般就労14名（企業12名、就労継続支援A型2名）、職業訓練機関5名、就労移行支援2名、就労継続B型3名、通所授産（旧法）3名、更生入所施設（旧法）1名、更生通所施設3名、生活介護13名、小規模作業所1名、地域活動支援センターⅢ型3名、地域活動支援センターⅡ型1名、公設デイサービス3名、その他居宅サービスの利用等が3名となっています。

(2) 進路先別の現状と課題

ア 一般就労について

一般就労先は別紙表のとおりですが、職種としてはスーパーのバックヤード4名、清掃4名、ピッキング・商品管理・梱包など3名、農作業1名、食品製造1名、洗浄・接客1名となっています。

昨年度は23名の生徒が一般就労を希望し、4月に職業相談を行い、ハローワークをはじめとする関係諸機関と連携をとりながら就労に向けて取組を始めました。職業相談では職種や通勤の利便性などの希望を聞きますが、必ずしもその通りの職場が見つかるとは限りません。

そこにこだわりすぎると紹介先が限られ、その結果進路先決定が大きく遅れることが予想されます。職場の選択肢を広げるためにも、多様な職種に対応できる力を付けることや公共交通機関を利用し通勤可能な範囲を拡大することなどが大切になってきています。最近の傾向としては、市内中心部ではなく郊外の進路先が多く、自宅から1時間以上、複数の交通機関を利用するケースが増えています。現在の行動範囲をどこまで広げられるかが鍵になってきます。また、1つの作業を1日中続けるような仕事はほとんどなく、一人で何種類かの仕事を任されたり、チームで連携をとって作業をしたりとその場の状況に対応できる力が求められているところが増えています。周囲の人のことを考えて行動できる社会性が備わっていることも重要なポイントとなっています。

企業での実習では求人条件と合わせながら実習の段取りをし、実習の評価によって雇用に至るかどうかが判断されます。企業によっては初めて障害者の雇用をするところもあり、教師による実習支援だけでなく、ジョブサポーター（ジョブコーチ）による支援をしたところもあります。関係機関との連携は今後ますます重要になってくると思われます。

一般就労希望者の中で実習をはじめとする様々な進路への取組を行う中で一般就労へ目標を置きながら、卒業後すぐの就労ではなく、長い目で見た進路選択を行い訓練または施設・作業所へと進路変更した生徒もいます。

イ 障害者福祉施設について（授産施設、小規模作業所、地域活動支援センターⅢ型等）

昨年度と同様、希望施設は空きの少ない状況でした。空きのある施設もありましたが、送迎

の有無や通勤・通所が可能か、仕事内容はどうかなどの観点から、個々の実態やニーズに合わなかったため選択肢に入らないケースもありました。また、障害者自立支援法の施行以来、定員緩和で利用定員増を行った施設の多くは受入の限界に近付いています。小規模作業所についても毎年続けて利用者を受け入れているところは職員体制が厳しく、今後の受入が難しくなっています。マンツーマン対応が必要な生徒の利用は難しく、例え空きがあっても生徒の実態が施設に合っていないとして進路変更を勧められるケースもあります。

こういった状況の中で進路先が確保できた理由として、空きの少ない現状の厳しさを理解して待機利用でも受け入れてくださる施設があったことと、新設の施設があったことがあげられます。どの施設も高等部に在籍している生徒数の多さを心配されて相談にのっていただきました。ただこのような状況は毎年あるわけではありません。今後とも行政施策のますますの充実が望まれます。

ウ 生活介護事業（公設デイサービス）について

広島市内は4か所ある公設デイサービスセンターは、常に待機者がいる状況でなかなかすぐには利用できません。年度当初から担任が保護者と待機になった場合の生活について日中一時支援事業や移動支援事業、ショートステイなどの利用について関係諸機関と一緒に考えました。しかし毎日の定期的なプランを立てるには、サービスの利用時間数や資源が限られているといった課題が出てきています。卒業後も継続利用ということでスムーズに利用するために早い時期から福祉制度を利用し体験することがとても大切であると感じます。

(3) まとめ

生徒の自己選択、自己決定を尊重しながら、保護者の方としっかりと話し合い、関係機関との連携を密に取りながら進路指導を進めてきましたが、年毎に増加する生徒の受け入れが伴わず、厳しい現状となってきています。特に、公設デイサービスの定員充足により、重度の障害を有する生徒の進路先の厳しさは、ここ数年深刻な問題で1年待ちの待機者が出るなど待機期間が長期化する傾向にあります。近隣の施設・作業所は様々な事業拡大を展開しておられますが、現時点で大きく好転するといった状況にはありません。

このような中で進路先を考えていく際、希望する進路先の実態（施設の方針や職員体制、施設環境、送迎方法、作業内容など）を把握しておくことが大切になります。保護者の求めることと施設側の考えとが一致するかどうかを見極めた上で、強く希望していくことがポイントになっていきます。しかし、その過程において学校が家庭に情報提供しながら、受け入れ先の状況を保護者に理解してもらうこと、担任や進路係が保護者との話し合いを十分に行うことによって悩みを共有し、一緒に考えていくことが重要であると思われまます。

資料1 平成22年度 卒業生進路状況内訳

平成23年3月31日現在

種 別		生徒数	具体的な進路先
生活介護事業 (広島市公設デイサービスセンター)	重介護 サービス室	1	○広島市西部障害者デイサービスセンター
	作業室	2	○広島市東部障害者デイサービスセンター
心身障害者就労促進事業(小規模作業所)		1	○共同作業所ふたば
地域活動支援センターⅡ型		1	○ほーぷデイサービス
地域活動支援センターⅢ型		1 1 1	○つくしんぼ作業所 ○未来館 ○地域活動支援センターオリーブ
更生施設(通所)		1 2	○どんぐり学園 ○広島市皆賀園(生活支援センター)
更生施設(入所)		1	○あとの郷
生活介護事業 (自立訓練含む)		1 5 1 1 5	○障害者デイサービスセンター白木の郷 ○生活介護事業よこがわ ○きつつき共同作業所 ○うぐいす共同作業所 ○なないろ作業所
通所授産施設		1 1 1	○おりづる作業所 ○広島市皆賀園(就労支援センター) ○森の工房みみずく
就労継続支援B型		1 1 1	○ユキ園 ○広島作業所八幡事業所 ○よこがわ作業所
就労移行支援		2	○広島障害者雇用支援センター
一般 就 労 等	就労継続支援A型	2	○農産業 ○清掃
	企業就労	1 2	○小売業(スーパーマーケットのバックヤード) ○運送業 ○食品製造業 ○卸売業 ○医療(清掃) ○福祉・介護(洗い場) ○宿泊(清掃) ○通信業(清掃) ○物流
職業訓練機関		4 1	○広島障害者職業能力開発校 ○広島市手をつなぐ育成会職業自立訓練事業
その他		2 1	○居宅支援サービスの利用等 ○重症心身障害児(者)通園事業

8 生活支援・就労支援ネットワークの取組

(1) 地域生活・就労支援ネットワーク会議

本校では、生活支援や就労支援を行っている8箇所の関係機関・施設から委員を招き、「地域生活・就労支援ネットワーク会議」を年2回開催しています。

ア 生活相談会

近年、進路指導を進めていく上で、又卒業後の地域生活を豊かにしていくために、福祉制度や障害児（者）の福祉サービスを有効に活用していくことがとても大切になってきています。昨年度も8月に、8箇所の関係機関・施設の委員の方に相談支援者になっていただき、本校の保護者、担任を対象として、生活支援に関する相談や情報提供などを行う場としての相談会を実施しました。22件の相談があり、それぞれ保護者や担任が、生活上の困りごとや、使ってみたい福祉制度、福祉サービスの情報提供、及び活用方法などの内容で個別に相談を受けました。

(内 訳) 小学部5件、中学部2件、高等部15件

(相談内容)

- 福祉サービスの利用（15件）
余暇の過ごし方、ショートステイ、移動支援、居宅介護
- 卒業後の生活(4件)
在宅になった場合の過ごし方、グループホーム、入所
- その他（3件）
指導方法、家族の支援

昨年度の生活相談会の特徴として高等部3年生の保護者の方からの相談件数が多かったことが挙げられます。現在の福祉情勢を反映し、在宅となった場合の福祉サービスの利用方法や施設の情報提供、障害基礎年金の取得についての相談が多く出され、今後も卒業後の生活に関する相談は増えてくるのではないかと考えられます。

相談会後のアンケートでは、福祉サービスの情報や具体的な利用方法を知り、更に相談できたことや相談機関との関わりができたことで不安感が軽減され、子どもと余裕をもって接することができるようになったという感想が多く見られました。また、相談会后、実際に福祉サービスを利用したり、相談機関に出向いたりするなど保護者の方が取り組みを始められたケースが半分以上ありました。学校という敷居の高くない場所での相談会は保護者の方にとっても第一歩を踏み出しやすく、今後も継続して行っていきたいと考えています。

イ 地域生活・就労支援ネットワーク会議

昨年度末に行った「地域生活・就労支援ネットワーク会議」では、相談支援者でネットワーク委員の方、及び、保護者の代表の方にも参加していただき、「生活支援相談会の報告」「公開授業研より『自立と社会参加～付けたい力～』について」「進路指導の現状と課題」の3つのテーマで意見交換を行いました。

障害の多様化、関係機関とのつながりなど今後のネットワーク会議のあり方や実際に授業を見ていただいて就労支援につながるアドバイスなどをいただきました。また、学校時代に集団で勉強や作業をする楽しさや満足感を育むことで社会に出るための土台を作ることができるとも感想としていただきました。保護者の方からは保護者同士の連携について、グループホームやケアホームについての質問や意見などが出されました。

このような意見を参考にして、今年度の生活相談会や相談会後の取組を更に充実させていきたいと考えています。

(2) 高等部生徒就職支援連携会議

本校では、高等部の生徒の企業就労を支援し推進していくために、「高等部生徒就職支援連携会議」を年2回（1学期と3学期）定期的を開催しています。

「ハローワーク広島」「ハローワーク広島東」「広島県障害者職業センター」の3つの機関の相談員を招いて始まった会議も、3年前より「広島県就労振興センター」（平成21年度より呉安芸地域障害者就業・生活支援センターを開設）、2年前より「広島障害者就業・生活支援センター」、昨年度は広島健康福祉局 障害福祉部障害自立支援課の広島市障害者職業能力開発プロモーターの方もメンバーに加わっていただきました。今年度は広島市教育委員会特別支援教育課とジョブライフサポーターの方も加わっていただき、年々参加していただく機関が増え、ネットワークの広がりや協議される内容の充実がみられるようになってきています。

ア 第1回高等部生徒就職支援連携会議

昨年度は7月に開催しました。例年行っている『高等部3年生の就職に関わる支援と連携について』『高等部2年生の職場体験実習の状況について』『卒業生のアフターケアについて』に加え、参加機関が7機関となったことに伴い、それぞれの関係機関との『効果的な連携のとり方』について協議を行いました。

（次ページ「就職を支援する機関との連携について」連携表参照）

イ 第2回高等部生徒就職支援連携会議

昨年度は2月に開催しました。会議では、『高等部3年生の就労への取組の総括』『高等部2年生の来年度の就職に関わる支援と連携について』の2つを大きな柱にして協議を行いました。

本校の就職希望者の増加による就職先や実習先の確保は、現在の社会情勢を鑑みると非常に厳しい状況ですが、生徒の希望が一人でも多くかなえられるように就労支援に取り組んでいかなければなりません。そのためには、企業就労を促進するための関係機関が増えていく中、それぞれの機関と密接な連携をとっていくことがとても必要になってきます。それぞれの機関の業務や機能を明確にして、就労支援に向けて効果的な連携が行われるように、「舵取り」の立場として学校の果たす役割は非常に大きいと考えています。

昨年度課題として出された就職希望生徒のアセスメントの方法については、これまでの就労支援チェックリストや個別の移行支援計画だけでなく、高1の校内実習と高2の職場体験実習をリンクさせた本校独自で作成した評価表を資料として加えて提示しました。

出された意見を参考にしながら更に検討を重ねていき、より有効な資料として活用できるものにしていきたいと考えています。

今後の連携について

行事計画～高等部進路行事に関わって～(案)

学年		高1		高2			高3				卒業後	
		2学期	3学期	1学期	夏休み	2学期	3学期	1学期	夏休み	2学期	3学期	アフターケア
進路行事		職場見学	校内実習			職場体験実習 職場見学(保護者)	職場見学	職業相談 求職登録 職場実習	合同面接会申し込み	合同面接会 職場実習	職場実習 職業センター見学	
就職 支援 機関	ハローワーク						職業相談 事前	職業相談 求職登録 職場開拓 職場実習 反省会				企業訪問
	生徒の希望の把握、職場開拓、実習中・後の企業訪問(状況把握)、反省会参加、雇用・就職に関する手続き、定着指導 等						○就職希望生徒の把握、高3に向けての取組の確認	○生徒、保護者の希望の聞き取りや取組みの確認 ○職場開拓、実習中・後の企業訪問(雇用の可能性等の状況把握)、反省会参加、雇用・就職に関する手続き(求職登録、合同面接会含む)				○定着指導
	職業センター						職業評価 事前	職業評価 (ワークトレーニング社実習)			職業センター見学	ジョブコーチ支援
	職業評価、就労支援機関の研修、就労支援のスムーズな移行 等						○就職希望生徒の状況把握(学校からの実習の評価等をもとに)	○課題を具体的にあらかにする。具体的な仕事内容の適性や支援内容を明らかにする。 ※職業評価(ワークトレーニング社実習)をできるだけ早い時期に行うことができるかどうか検討。			○就労支援機関の研修	○就労支援のスムーズな移行
	就業・生活支援センター			雇用支援センター実習 (登録者のみ;評価)		職場体験実習訪問		雇用支援センター実習 (評価)	雇用支援センター実習 (登録者のみ;評価)	職場実習訪問		
予備実習(実習前の実習)、課題をもつての実習、評価、職場実習訪問(担当者と同行)、支援のスムーズな移行 等			○予備実習。職場体験実習に向けて課題を明らかにする		○実習担当者と同行(必要に応じて)		○予備実習。職場実習に向けて課題を明らかにする。 ○課題をもつての実習。課題に対する評価を行う。	○課題をもつての実習。課題に対する評価を行う	○実習担当者と同行訪問(必要に応じて)			○支援のスムーズな移行
就労振興センター			職場体験実習先 職場開拓		職場体験実習先訪問		職場開拓 職場実習先訪問					ジョブサポーター支援
職場体験実習先職場開拓、職場体験実習先訪問(担当者と同行)、職場実習先開拓、職場実習訪問・指導(担当者と連携)、支援のスムーズな移行 等			○必要に応じて職場開拓及び情報提供 ※高3につながる実習先の開拓もあり得る。		○必要に応じて、実習担当者 と同行訪問		○必要に応じて職場開拓及び情報提供 ○必要に応じて、実習担当者と連携し、職場実習訪問・指導					○支援のスムーズな移行

資料2 就職を支援する機関との連携について

○就職を希望する生徒・保護者との連携 *就職を希望する生徒・保護者との連携(必要な場合のみ)

学年		高2			高3				卒業後	
		1学期	夏休み	2学期	3学期	1学期	夏休み	2学期		3学期
関係機関	進路の取組	職場体験実習		職場見学(保護者)	職場見学	職場実習 職業相談		合同面接会 職場実習	職業センター見学	アフターケア
	ハローワーク広島 ハローワーク広島東	生徒の希望の把握 職場開拓 実習中・後の企業訪問(状況把握)			職業相談の 事前打合せ	○職業相談 職場開拓 ○職場実習事前見学 ○反省会	*合同面接会申し込み ○求職登録			企業訪問
	広島県障害者職業センター	職業評価 就労支援機関の研修 就労支援のスムーズな移行 等			職業評価の 事前打合せ	*職業評価 (就職支援準備室実習)			○職業センター見学 (生徒)	ジョブコーチ支援
	広島障害者 就業・生活支援センター	職場実習先開拓 職場実習訪問・指導(担当者 と連携) 支援のスムーズな移行 等		*雇用支援センター 利用(評価)	職業相談の 事前打合せ	○職業相談 職場開拓 職場実習先訪問 *職場実習 ジョブサポーター支援	*雇用支援センター 利用(評価)			ジョブサポーター支援
	呉安芸地域障害者 就業・生活支援センター (広島県就労振興センター)	職場実習先開拓 職場実習訪問・指導(担当者 と連携) 支援のスムーズな移行 等			職業相談の 事前打合せ	○職業相談 職場開拓 職場実習先訪問 *職場実習 ジョブサポーター支援				ジョブサポーター支援
広島障害者雇用支援センター	職場体験実習先職場開拓 職場体験実習先訪問(担当者 と連携) 職場実習先開拓 職場実習訪問・指導(担当者 と連携) 支援のスムーズな移行 等	職場体験実習先開拓 職場体験実習先訪問 (ジョブライフサポーター による開拓)	*雇用支援センター 利用(評価)	職業相談の 事前打合せ	○職業相談 職場開拓 職場実習先訪問 *職場実習 ジョブライフサポーター 支援	*雇用支援センター 利用(評価)			ジョブライフ サポーター支援	

9 アフターケアの取組

(1) 卒業生のアフターケアの進め方（社会への移行計画）について

本校のアフターケアは、卒業生を支援するために定期的に行っています。また、卒業生や保護者の相談にも可能な範囲で対応しています。昨年度も進路先での問題について、旧担任に連絡が入り学校側が対応するというケースがありました。相談の内容や取り組みの進展状況などが次に生かされるよう、個別の移行支援計画を作成し活用しています。

アフターケア の 進め方	学校生活を終了した卒業生が、地域就労・生活で困難な問題に遭遇した時に、家庭・進路先・行政機関と連携を図り、実態把握と課題解決に取り組めます。
	アフターケアを通して、卒業生の生活や労働の実態から学び、課題や問題を把握し、今後の進路指導や教育実践に生かしていく努力をします。
	障害者職業センターと連携し、ケースに応じてはジョブコーチ制度の依頼をし、職場適応及び定着指導に当たります。

卒業 1 年 目 の 取 組	2・3月・・・	旧クラス担任が『引き継ぎ書』を基に、進路先との引き継ぎを行います。 (卒業後)
	5月・・・	担当者(※)が家庭と電話連絡を行い、現状を把握します。
	6月・・・	アフターケア係が分担して企業訪問をします。
		定例の同窓会
	8月・・・	担当者が分担して全ての進路先を訪問します。(基本的に1事業所につき1名が訪問する)
	10月・・・	担当者が5月に課題の挙がった卒業生の家庭を中心に、状況に応じて電話連絡を行い、その後必要に応じてアフターケア係と連携をとり進路先に連絡をします。
	11月・・・	アフターケア係が企業に電話連絡し、その後必要に応じて訪問します。
	12月・・・	定例の同窓会
	2月・・・	担当者が家庭に電話連絡を行い、その後必要に応じてアフターケア係と連携をとり進路先に連絡をします。
	3月・・・	広島障害者職業能力開発校や育成会障害者職業自立訓練事業に進んだ卒業生の進路状況を把握します。

※担当者・・・旧担任、あるいは旧学年の教員または進路担当者

卒業
2年目
の取組

- 6月・・・ 年金申請のことを同窓会案内と併せてお知らせします。
- 定例の同窓会
- 8月・・・ 担当者が、企業就労した卒業生の2年目の様子を把握します。
- 12月・・・ 定例の同窓会
- 随時・・・ 進路先変更など問題が生じた場合は、随時アフターケアを行います。

卒業
3年目

- 6月・・・ 同窓会係と連携し、アンケートを実施してその後の状況を把握します。
- 定例の同窓会
- 12月・・・ 定例の同窓会
- 随時・・・ 進路先変更など問題が生じた場合は、随時アフターケアを行います。

卒業
3年目
以降

- 6月・・・ 定例の同窓会
- 12月・・・ 定例の同窓会
- 随時・・・ 進路先変更など問題が生じた場合は、随時アフターケアを行います。

教職員にかかわって

- 8月・・・ 職業訓練機関・関係諸機関を訪問し、情報交換をしていきます。
- 9月・・・ アフターケアの報告会を高等部会で持ちます。
- 翌年3月・・・ アフターケア報告会を持ち、1年間のアフターケアの取組を報告し研修をしていきます。

『学校から社会へ』

生徒は、卒業と同時に周りの環境も人間関係も何もかも大きく変わります。学校から社会へ、子どもから大人への移行期に適切な支援を受けることができれば、生徒は安心して進路先での生活を送ることができるのではないのでしょうか。今後も、一人一人の移行期を支える支援計画を作り、実践することで明らかにしていきたいと思えます。

(2) 卒業後の取組から

ア 一般就労へ進路をとった生徒について

- ◆ 実習中からも懸念されていた遅刻、通勤着、仕事着などの身だしなみに関して、企業訪問の際に課題として指摘され、家庭と連携して指導に取り組んだケース。
- ◆ 家庭連絡の際に、保護者から通勤の大変さについて相談を受けた。通勤手段と通勤時間が慣れるまでの大きなハードルとなったケース。

○ 服装や身だしなみ

就労後の通勤着も、社会人としてのマナーやエチケットを意識した服装の準備が必要です。

在学中はジーンズやTシャツなど自由な服装で登下校や活動ができていました。就職活動に取り組む際には、挨拶や面接に適した服装を心掛けていくことが大切であると指導しました。仕事先に制服があるところもあれば、私服で実習するところもあります。その職場に合った雰囲気や、社会人の中で仕事をするということ意識した服装が要求されるということです。

○ 出勤時間と自力通学

在学中は9時前後に登校しますが、会社は自分の持ち場に5分～10分前（それぞれの会社で違いますが）には準備を済ませて待機してははいけません。職場によっては、出勤後に掃除をするところもあります。その時間に会社に入るのでは遅刻です。就労してから何度も指摘を受け、通勤ルートや乗り換えの時間なども考慮して逆算し、家を出る時間を見直し、取り組んだ卒業生もいます。

また、早くから自力通学に取り組むなど公共交通機関の利用に慣れておくことも大切です。複数の交通機関の利用や乗り換えなどができると、出勤への移行がスムーズです。在学中はスクールバスを利用し、卒業後にJRと電車を乗り継いで出勤している卒業生は、利用は可能でしたが毎日であることや利用者の多さなどに慣れるまで時間がかかりました。仕事をするだけでも大変ですが、通勤というハードルがもう一つ増えます。就労を目指す場合は、なるべく早い時期から自力通学へ移行することも安定した社会生活を送る一つの方法と考えられます。

- ◆ 関係機関と連携を取って支援を行っているケース。

○ スムーズな移行

1年目の夏から職場に行きたがらなかつたり、いったん家を出ても職場に着く前に家に電話して出勤意欲がないことを伝えたりすることが何度かありました。保護者が就業・生活支援センターに相談され、1年目の秋からは学校と職場が加わって4者での取組が始まりました。ハードルとなっていたのは職場での人間関係、勤務時間、勤務シフトなどでした。それぞれのもつハードルを少し低くすることで出勤意欲は向上しました。自信が付いてからは次第に職場の勤務体制に合わせることができました。

イ 施設・作業所へ進路をとった生徒について

- ◆ 卒業後、発作やパニックが頻繁に起こり、休みがちになったり、医療的な支援のできる施設に進路変更を行ったりしたケース。
- ◆ はじめのうちは安定して施設に通ったり、余暇活動を楽しんだりしていたが、言動や行動から学校生活からの切り替えができていないことがわかったケース。

○ 新しい環境への適応について

学校を卒業すること、新しい生活が始まるということの切り替えができず、それが行動面や体調面にあらわれる人もいました。職場実習で経験していても、実際の活動内容・異

年齢の集団構成、日課・システムの違いなどに対応していくのにはどの生徒も時間が掛かることだと思います。特に自閉症の生徒はそれらをより過敏に受けとめ、自分に受け入れるのに周囲の人たちの想像以上の時間を要します。卒業後、スムーズに移行していきながらももちろん望ましいことではありますが、学校生活とのギャップを感じ予測できないこともあるという現実を受けとめざるを得ません。施設・作業所も障害者自立支援法の制度へ移行していく中で十分な支援がしにくい環境にあるのも事実です。保護者が施設との連携をしっかりと取りながら進路変更した卒業生は、今新しい環境で毎日通うことができるようになりました。

————— 「学校」から「社会」へというイメージづくりを —————

卒業後の生活について学んだり体験したりする学習に取り組んでいますが、実際に学校生活に区切りをつけて、「社会」へと切り替えることはとても難しいことです。時間の流れに区切りを付けるだけではなく、生活の流れを切り替えるにはどうすればよいのか、今後の学校教育の中での課題です。子どもから思春期へ、そして大人へと身辺自立だけでなく、自分で考える・決める・自分の夢（やってみたいこと、好きなこと）を実現するといった精神的な成長と、新たな自分を構築していく支援を試みることの必要性を感じました。

資料3 進路状況の推移

○卒業生の進路先ごとの割合（卒業時）

※ %の小数点以下は四捨五入して掲載します。

平成7年度 (32名)	一般就労 25% (7名)	訓練機関 9% (3名)	通所授産 13% (4名)	通所更生 7% (2名)	入所授産 7% (2名)	入所更生 13% (4名)	小規模作業所 26% (9名)	在宅 3% (1名)	
平成8年度 (30名)	一般就労 16% (5名)	訓練機関 10% (4名)	通所授産 25% (7名)	通所更生 8% (2名)	入所授産 4% (1名)	入所更生 8% (2名)	小規模作業所 16% (5名)	デイサービスセンター 13% (4名)	
平成9年度 (30名)	一般就労 20% (6名)	訓練機関 3% (1名)	通所授産 23% (8名)	通所更生 33% (9名)	小規模作業所 20% (5名)				
平成10年度 (31名)	一般就労 16% (5名)	通所授産 19% (7名)	通所更生 19% (7名)	入所更生 7% (2名)	小規模作業所 29% (9名)	3% (1名)	デイサービス		
平成11年度 (27名)	一般就労 11% (3名)	訓練機関 7% (2名)	通所授産 27% (7名)	入所授産 4% (1名)	入所更生 4% (1名)	小規模作業所 32% (9名)	15% (4名)	デイサービスセンター	
平成12年度 (21名)	訓練機関 5% (1名)	通所授産 24% (5名)	入所授産 5% (1名)	通所更生 14% (3名)	小規模作業所 33% (7名)	14% (3名)	14% (3名)	デイサービスセンター	
平成13年度 (35名)	一般就労 11% (3名)	訓練機関 2% (1名)	通所授産 17% (5名)	通所更生 11% (3名)	入所更生 2% (1名)	小規模作業所 37% (15名)	20% (7名)	デイサービスセンター	
平成14年度 (39名)	一般就労 9% (3名)	訓練機関 11% (4名)	通所授産 11% (4名)	通所更生 6% (2名)	入所授産 3% (1名)	入所更生 3% (1名)	小規模作業所 29% (13名)	22% (9名)	デイサービスセンター
平成15年度 (29名)	一般就労 6% (2名)	訓練機関 3% (1名)	通所授産 12% (3名)	通所更生 6% (2名)	小規模作業所 24% (7名)	28% (8名)	28% (8名)	3% (1名)	
							重心通園 3%	在宅 18% (5名)	

平成16年度 (31名)	一般就労 22% (7名)	通所授産 3% (1名)	通所更生 10% (3名)	入所更生 3% (1名)	小規模作業所 32% (10名)	データベースセンター 16% (6名)	重心通園 7% (2名)	在宅 7% (2名)						
平成17年度 (47名)	一般就労 17% (8名)	通所授産 17% (8名)	通所更生 6% (3名)		小規模作業所 32% (15名)	データベースセンター 11% (5名)		在宅 17% (8名)						
平成18年度 (41名)	一般就労 就労継続支援A型 17% (7名)	訓練機関 3% (1名)	通所授産 41% (17名)	通所更生 10% (4名)	小規模作業所 12% (5名)	生活介護 (デイサービス) 7% (3名)	重心通園 3% (1名)	在宅 7% (3名)						
平成19年度 (49名)	一般就労 就労継続支援A型 在宅就労 27% (13名)	訓練事業 2% (1名)	通所授産 22% (11名)	就労継続 B型 8% (4名)	通所更生 4% (2名)	生活介護 2% (1名)	小規模 作業所 8% (4名)	地域活動 支援 センター Ⅲ型 6% (3名)	生活介護 (デイサービス) 8% (4名)	地域活動 支援 センター Ⅱ型 4% (2名)	重心 通園 4% (2名)	在宅 その他 4% (2名)		
平成20年度 (41名)	一般就労 就労継続支援A型 22% (9名)	通所授産 22% (9名)	通所更生 2% (1名)	生活 介護 7% (3名)	小規模 作業所 12% (5名)	地域活動 支援 セン ター Ⅲ型 10% (4名)	生活 介護 (デイ サー ビス) 7% (3名)	重心 通園 2% (1名)	在宅 その他 12% (5名)					
平成21年度 (46名)	一般就労 就労継続支援A型 18% (8名)	訓練機関 2% (1名)	就労移行 4% (2名)	通所授産 22% (10名)	就労継続 B型 2% (1名)	入所授産 2% (1名)	生活介護 自立訓練 17% (8名)	小規模 作業所 11% (5名)	地域活動 支援 セン ター ⅠⅢ 型 7% (3名)	生活 介護 (デイ サー ビス) 4% (2名)	進学 2% (1名)	在宅 その他 7% (3名)		
平成22年度 (55名)	一般就労 就労継続支援A型 25% (14名)	訓練機関 9% (5名)	就労移行 4% (2名)	通所授産 5% (3名)	就労継続 B型 5% (3名)	通所更生 5% (3名)	入所更生 2% (1名)	生活介護 自立訓練 24% (13名)	小規模 作業所 2% (1名)	地域活動 支援 セン ター Ⅲ型 5% (3名)	生活 介護 (デイ サー ビス) 5% (3名)	生活 介護 2% (1名)	重心 通園 2% (1名)	在宅 その他 4% (2名)

※「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「生活介護」については、『障害者自立支援法における障害福祉サービス(1)介護給付・訓練等給付の内容等』(後掲)を御参照ください。

※「地域活動支援センターⅡ型」「地域活動支援センターⅢ型」については、『障害者自立支援法における障害福祉サービス(3)広島市が実施する障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業』(後掲)を御参照ください。

10 個別の移行支援計画

(1) 本校の取組から

特別支援教育では、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談・支援体制の必要性について考えていくことが求められています。

特に、高等部段階では、学校生活から社会へ移行するまでの進路指導の取組と、そして、進路が決定し卒業後の地域生活に役立てる学習にも取り組んでいます。

また、卒業後に向けてスムーズな移行を図り、アフターケアへの取組に広がっていきます。

第1学年では

生徒については「自分を知る」をテーマに進路学習や職場見学、校内実習などの取組とその所見を記載します。そして、2年生へ向けて進路指導上参考となる本人の持ち味や、自信をつけたことと課題などを記載します。保護者については、研修会や校内実習の感想などの記録をして、保護者の思いを進路指導に反映できるようにしています。

(資料4-I参照)

第2学年では

生徒については「社会へチャレンジ」をテーマに進路学習や職場見学、職場体験実習などの取組とその所見を記載します。そして、3年生に向けて卒業後の進路先を視野に入れた、進路指導上参考となる課題や取り組みたいことを記載します。保護者については進路懇談会、研修会、施設等の見学、職場体験実習の感想などを記録して、3年生へ向けて、卒業後の進路に向けての保護者の思いを進路指導に反映できるようにしています。

(資料4-II参照)

第3学年では

生徒については「卒業後の願う生活に向けて」をテーマに進路学習や職場実習などの取組とその所見を記載します。保護者については進路懇談会や研修会、職場実習の感想などを記載します。そして本人・保護者のニーズをくみ取りながら関係機関との連携を図り、支援をしていきます。また、卒業後の進路先への移行に際しては、スムーズに支援が継続されるように引継書を通して移行支援の取組をします。

(資料4-III、IV参照)

卒業後の支援（アフターケア）

卒業後3年間は計画的に家庭連絡や、職場訪問などを実施し、本人・保護者のニーズをくみ取りながらアフターケアを行っています。また、3年以降については随時実施しております。

(資料4-V参照)

本校では、以上の内容で個別の移行支援計画を立て、取り組んでいます。

(2) 個別の移行支援計画の流れ

	1学期				夏休み	2学期				3学期				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
高1	個別の移行支援計画について説明（学年懇談時）進路希望調査													
	個別の移行支援計画 進路目標の作成		提示（通知表渡し時）		（追加・修正は随時）						来年度へ向けて話し合い		提示（通知表渡し時）	
高2	個別の移行支援計画													
	個別の移行支援計画について説明（学年懇談時）進路希望調査		進路目標の作成		提示（通知表渡し時）		（追加・修正は随時）						来年度へ向けて話し合い	
高3	個別の移行支援計画													
	話し合い 提示（家庭訪問時）		（追加・修正は随時）						提示					
	*3年間を通して年度頭書と年度末に必ず提示します。 しかし、3年間を通して進路相談や支援会議など進路指導をすすめるにあたり、必要に応じて提示して、活用してください。									引き継ぎ書				
									作成開始 保護者とやりとり		中旬を目途に完成。保護者の押印を確認して引き継ぎ開始			
										卒業後の進路状況				
										記入開始				
卒業生 （1年目）	家庭連絡 記入		事業所訪問 記入		進路先訪問 記入		家庭連絡 記入		事業所訪問 記入		家庭連絡 記入			
卒業生（2 年目以降）			（3年目）同窓会係と連携し、その後の状況を把握し記入		*進路先変更など問題が生じたときには随時アフターケアを行い、記入									

(2) 個別の移行支援計画の流れ

	1学期				夏休み	2学期				3学期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高1	個別の移行支援計画											
	個別の移行支援計画について説明（学年懇談時）進路希望調査	進路目標の作成		提示（通知表渡し時）	（追加・修正は随時）						来年度へ向けて話し合い	提示（通知表渡し時）
高2	個別の移行支援計画											
	個別の移行支援計画について説明（学年懇談時）進路希望調査	進路目標の作成		提示（通知表渡し時）	（追加・修正は随時）						来年度へ向けて話し合い	個別進路懇談時に提示
高3	個別の移行支援計画											
	話し合い 提示（家庭訪問時）		（追加・修正は随時）						提示			
	*3年間を通して年度頭書と年度末に必ず提示します。 しかし、3年間を通して進路相談や支援会議など進路指導をすすめるにあたり、必要に応じて提示して、活用してください。									引き継ぎ書		
			作成開始 保護者とやりとり		中旬を目途に完成。保護者の押印を確認して引き継ぎ開始							
										卒業後の進路状況		
記入開始												
卒業生 （1年目）	卒業後の進路状況											
		家庭連絡 記入	事業所訪問 記入		進路先訪問 記入		家庭連絡 記入	事業所訪問 記入			家庭連絡 記入	
卒業生（2 年目以降）			（3年目）同窓会係と連携し、その後の状況を把握し記入		*進路先変更など問題が生じたときには随時アフターケアを行い、記入							

(2) 個別の移行支援計画の流れ

	1学期				夏休み	2学期				3学期				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
高1	個別の移行支援計画について説明（学年懇談時）進路希望調査													
	個別の移行支援計画 進路目標の作成		提示（通知表渡し時）		（追加・修正は随時）						来年度へ向けて話し合い		提示（通知表渡し時）	
高2	個別の移行支援計画													
	個別の移行支援計画について説明（学年懇談時）進路希望調査		進路目標の作成		提示（通知表渡し時）		（追加・修正は随時）						来年度へ向けて話し合い	
高3	個別の移行支援計画													
	話し合い 提示（家庭訪問時）		（追加・修正は随時）						提示					
	*3年間を通して年度頭書と年度末に必ず提示します。 しかし、3年間を通して進路相談や支援会議など進路指導をすすめるにあたり、必要に応じて提示して、活用してください。									引き継ぎ書				
			作成開始 保護者とやりとり		中旬を目途に完成。保護者の押印を確認して引き継ぎ開始									
										卒業後の進路状況				
										記入開始				
卒業生 （1年目）	家庭連絡 記入		事業所訪問 記入		進路先訪問 記入		家庭連絡 記入		事業所訪問 記入		家庭連絡 記入			
卒業生（2 年目以降）			（3年目）同窓会係と連携し、その後の状況を把握し記入		*進路先変更など問題が生じたときには随時アフターケアを行い、記入									

資料 4 - I

高等部第 1 学年 個別の移行支援計画（進路指導計画）

組	氏名		担任氏名	
進路希望調査より	卒業後の進路希望	本人・保護者のニーズ	福祉サービスの利用状況	見学した施設・作業所／等
	4月 * 進路希望調査の項目に沿って記入。			生徒
	3月			保護者
進路目標	* 進路希望調査や個別の教育支援計画などを通して進路目標を立てる。 * 進路目標を達成するために、つきたい力は個別の指導計画にも反映し、日常の取組や学習活動の中で活かす。			
進路指導の取組	進路学習	職場見学	校内実習	
	* 1年生で行った進路学習の内容と本人の様子を記入する。進路学習ノートの内容で必要と思われるところなどを記入をする。	(見学先) * 選定理由があれば記入する。 (内容) * 事前・事後学習も含めて見学時の様子などを記入する。進路学習ノートの内容で必要と思われるところなどを記入する。	(種目) * 選定理由があれば記入する。 (本人の目標) * 校内実習ノートから。 (教師のねらい) * 校内実習の計画から。 (内容) * 校内実習の計画や校内実習ノート、日々の実習記録から。	
	所見	所見	所見	
	* 教師から見た評価や本人が進路学習ノートで書いた感想などを参考に記入する。	* 教師から見た評価や本人が進路学習ノートで書いた感想などを参考に記入する。	* 校内実習の記録や評価から。	
	進路研修会等の参加		校内実習の感想	
	* 参加後のアンケートや連絡ノートの記録から。		* 見学やアンケート、または連絡ノートの記録から。	
進路指導上参考となる課題や取り組みたいこと（2年生へ向けて）				
* 上記の生徒・保護者への取組と進路指導の記録を参考にして今年度を総括し、2年生に向けての進路課題や取り組む方向性を明らかにして記入。				

資料 4 - II

高等部第 2 学年 個別の移行支援計画（進路指導計画）

組	氏名		担任氏名		
進路希望調査より	卒業後の進路希望		本人・保護者のニーズ	福祉サービスの利用状況	希望する職場体験実習先
	4 月 * 進路希望調査の項目に沿って記入。				
	2 月				
進路目標	<p>* 1 年生の進路指導上参考となる課題や取り組みたいこと（2 年生に向けて）や進路希望調査を基にして進路目標を立てる。 * 2 年生の個別の移行支援計画で進路目標を達成するために、つけたい力は個別の指導計画にも反映し、日常の取組や学習活動の中で活かす。</p>				
進路指導の生徒取組	進路学習		職場見学		職場体験実習
	* 2 年生で行った進路学習の内容と本人の様子を記入する。進路学習ノートの内容で必要と思われるところなどを記入する。		(見学先) * 選定理由も含む。 (内容) * 事前・事後額種も含めて見学時の様子などを記入する。 進路学習ノートの内容で必要と思われるところなどを記入する。		(実習先) * 選定理由も含む。 (目標) * 職場体験実習ノートから。 (内容・送迎等) * 職場体験実習の計画や職場体験実習ノート、日々の実習記録から。
	所見		所見		所見
	* 教師から見た評価や本人が進路学習ノートで書いた感想などを参考に記入する。		* 教師から見た評価や本人が進路学習ノートで書いた感想などを参考に記入する。		* 職場体験実習の記録や評価から。
保護者	進路懇談会・研修会の参加		保護者職場見学の見学先		職場体験実習の感想
	* 参加された懇談会や研修会名。		* 見学先		* 体験実習の見学や反省会、その後の連絡ノートなどから。
進路指導上参考となる課題や取り組みたいこと（3 年生に向けて）					
* 上記の生徒・保護者への取組と進路指導の記録を参考にして今年度を総括し、3 年生に向けての進路課題や取り組む方向性を明らかにして記入。					

資料 4 - III

高等部第 3 学年 個別の移行支援計画（進路指導計画）

組	氏名		担任氏名	
進路希望調査より	卒業後の進路希望先	職種・配慮事項 (一般就労希望者)	福祉サービスの利用状況	本人・保護者のニーズ
	4 月 * 進路希望調査の項目に沿って記入。			
進路目標	* 2 年生の進路指導上参考となる課題や取り組みたいこと（3 年生に向けて）や進路希望調査を基にして進路目標を立てる。 * 3 年生の個別の移行支援計画で進路目標を達成するために、つけたい力は個別の指導計画にも反映し、日常の取り組みや学習活動の中で活かす。			
進路指導の取組	進路学習	職場実習	職場実習	職場実習
	* 3 年生で行った進路学習の内容と本人の様子を記入する。進路学習ノートの内容で必要と思われるところなどを記入する。	(実習先) (目標) * 選定理由も含む。 (内容・送迎等) * 職場実習の計画や職場実習ノート、日々の実習記録から。	(実習先) (目標) (内容・送迎等)	(目標) (実習先) (内容・送迎等)
	所見	所見	所見	所見
		* 職場実習の記録や評価から。		
	保護者	進路懇談会・研修会の参加	職場実習の感想	職場実習の感想
		* 実習の見学や反省会、その後の連絡ノートなどから。		
進路指導の関係機関（労働・福祉等）との連携（関係機関名、日付、参加者、内容）				
* 連携先の関係機関名日付、参加者、内容				
進路先と取組の経過				
* 進路決定至るまでの取組と経過の要約				

個別の移行支援計画 引き継ぎ書

広島市立広島特別支援学校

氏名		性別		生年月日	
住所			電話		
保護者			緊急連絡先		
療育手帳		身体障害者手帳	級・無	精神障害者保健福祉手帳	級・無
卒業学校名	広島市立広島特別支援学校		担任氏名		

○本人について

項目	本人の様子	今までの取組と配慮事項
生活及び 身辺自立		
移動		
作業 道具の使用		
数量理解 読み・書き		
コミュニケーション		
自律自己調整		
医療・健康		
社会参加		

○卒業後の生活について

卒業後の 希望や願い	
利用したい 支援等	

* この引き継ぎ書を卒業後の移行支援に役立てることに同意します。

平成 年 月 日 保護者氏名

印

1.1 進路学習の実践内容

高等部の進路指導は、卒業後の生活に必要な知識や社会生活に必要なルールやマナー等について学ぶ進路学習と、高等部1年生での校内実習、高等部2年生での職場体験実習、高等部3年生での職場実習等の実習を通して自分の進路を考えていく学習を2本の大きな柱として進めています。一人一人の生徒のニーズに応じたより効果的な進路学習について、更に卒業後の生活にスムーズに移行するために「学校」から「社会」へのイメージづくりについても検討した上で、次の点を考慮して進路学習を構成しています。

- これまでの学習内容に、卒業生が社会生活の中で直面した困った問題や進路先で長続きしなかったケースを分析・整理して、在学中に付けたい力として組み入れる。
- それぞれの学習に系統性をもたせるように考慮し、1年生から段階的に積み上げて3年間を見通した配列にする。
- 学年全体での学習と課題別学習を効果的に取り入れて進路学習を展開する。

そこで、進路学習で付けたい力を『仕事（働く）』と『生活（暮らす、楽しむ）』という項目で整理し、それぞれの学年、グループで取り組んでいます。

高等部第1学年：「自分を知る」

	I グループ	II グループ
1 学期	仕事 生活 「進路学習とは」 ○1年間の学習の予定を知る。	
	生活 仕事 「自分を知ろう」 ○自分の好きな事、頑張っている事等を振り返り、将来の生活について考える。	仕事 「自分を知り、仲間と知り合う」 ○自分を振り返り、自分のやってみたい仕事を考えて、友達と交流し合う。
2 学期	仕事 「高2の先輩から学ぶ」 ○職場体験実習の様子を聞く。	
	仕事 「職場見学」（施設・作業所） ○デイサービス、施設、作業所の見学を行う。	仕事 「職場見学」（企業、訓練機関） ○働くことについて考える。 生活 「社会生活とマナー」 ○接遇の学習をする。
3 学期	仕事 「校内実習」 ○軽作業班、かきのから通し班、マドレーヌ班、しいたけの菌打ち班で実習を行う。	仕事 「校内実習」 ○清掃班、縫製作り班で実習を行う。
	生活 「余暇活動を考える」 ○もみじ作業所の太鼓サークルとの交流を行う。	仕事 「高3の先輩から学ぶ」 ○進路決定までの体験談を聞く。
	仕事 生活 「自分のプロフィール」 ○1年間学習したことをもとに、自分の夢を語り頑張ることを確認する。	

高等部第2学年：「社会へチャレンジ」

	I グループ	II グループ
1 学期	仕事 生活 「2年生の進路学習」 ○1年間の学習の予定を知る。	
	仕事 「職場体験実習の事前学習」 ○職場体験実習の予定を知り、目標を立てる。 ○実習先でのマナーについて学習する。	
		仕事・生活 「社会生活とマナー①」 ○健康管理、挨拶について学習する。 「社会生活とマナー②」 ○清潔、身だしなみについて学習する。

2 学 期	仕事 「職場体験実習」 ○デイサービス、施設、作業所での実習を行う。	仕事 「職場体験実習」 ○一般企業での実習を行う。
	仕事 「職場体験実習の事後学習」 ○実習を振り返り、今後の学校生活の目標を立てる。 仕事 「職場体験実習報告会」 ○自分や友達の実習の様子をみて頑張ったところを評価し合う。	
	生活 「いろいろな楽しみを見つけよう」 ○もみじ作業所の太鼓サークルとの交流体験を行う。	仕事・生活 「卒業生から学ぶ」 ○卒業後の生活の話を聞く。 ○企業の方から話を聞く。 仕事 「社会生活とマナー③」 ○いろいろな場面での適切な行動や対応について学習する。
3 学 期	仕事 「職場見学」 ○デイサービスや施設に行き、活動や仕事の様子を見学する。 ○施設や作業所に行き、活動や仕事の様子を見学する。	仕事 「職場見学」 ○企業に行き、仕事の様子を見学し、グループ内で話し合う。 生活 「専門家から学ぶ」 ○健康管理、食生活の見直しなど養護教諭、栄養士から話を聞く。
	仕事 生活 「2年生のまとめ」 ○1年間の学習のまとめを行う。	

高等部第3学年：「卒業後の願う生活に向けて」

	I グループ	II グループ
1 ・ 2 学 期	仕事 生活 「3年生の進路学習」 ○1年間の学習の予定を知る。	
	仕事 「職場実習の事前学習」 ○職場実習の予定を知り、目標を立てる。 ○実習先でのマナーについて学習する。	
	仕事 「職場実習」 ○希望する進路先で実習を行う。	
	仕事 「職場実習の事後学習」 ○実習をふりかえり、卒業後の進路を考え社会生活に向けて学校生活の目標を立てる。	
	仕事 「職場実習報告会」 ○自分や友達の実習の様子をみて頑張ったところを評価し合う。	
		仕事 「職業相談に向けて」 ○自分のプロフィール（履歴書）を作る。 生活 「社会生活とマナー①」 ○接遇について学習する。（講師を招く） 生活 「社会生活とマナー②」 ○相談機関等について学習する。 ○給料の使い方、卒業後の生活設計について学習する。
	仕事 生活 「 してきた自分を振り返り、自分の夢を語ろう」 ○ 生からこ までの自分を振り返るとともに、 の願いを知り、自分の将来の生活への希望をする。	
3 学 期	生活 「卒業後の生活を考えよう」 ○ いす ンスの体験、 レー ングジ 、 ン ーの の体験をする。 ○ レー ングジ 、グループ ー 等の見学をする。 ○作業所 する を見学し、余暇のし方を学ぶ。	生活 「卒業後の生活を考えよう」 ○卒業生から話を聞く（1 間の生活、 管理、 友達 き い）。 仕事 「職業 ン ー 」 ○施設の を知る。
	生活 「 会について」 ○ 会 会の 内と活動内容について知る。	
	仕事 生活 「3年間のまとめ」 ○3年間の学習のまとめを行う。	

1 2 障害者自立支援法における障害福祉サービス

(1) 介護給付・訓練等給付の内容等

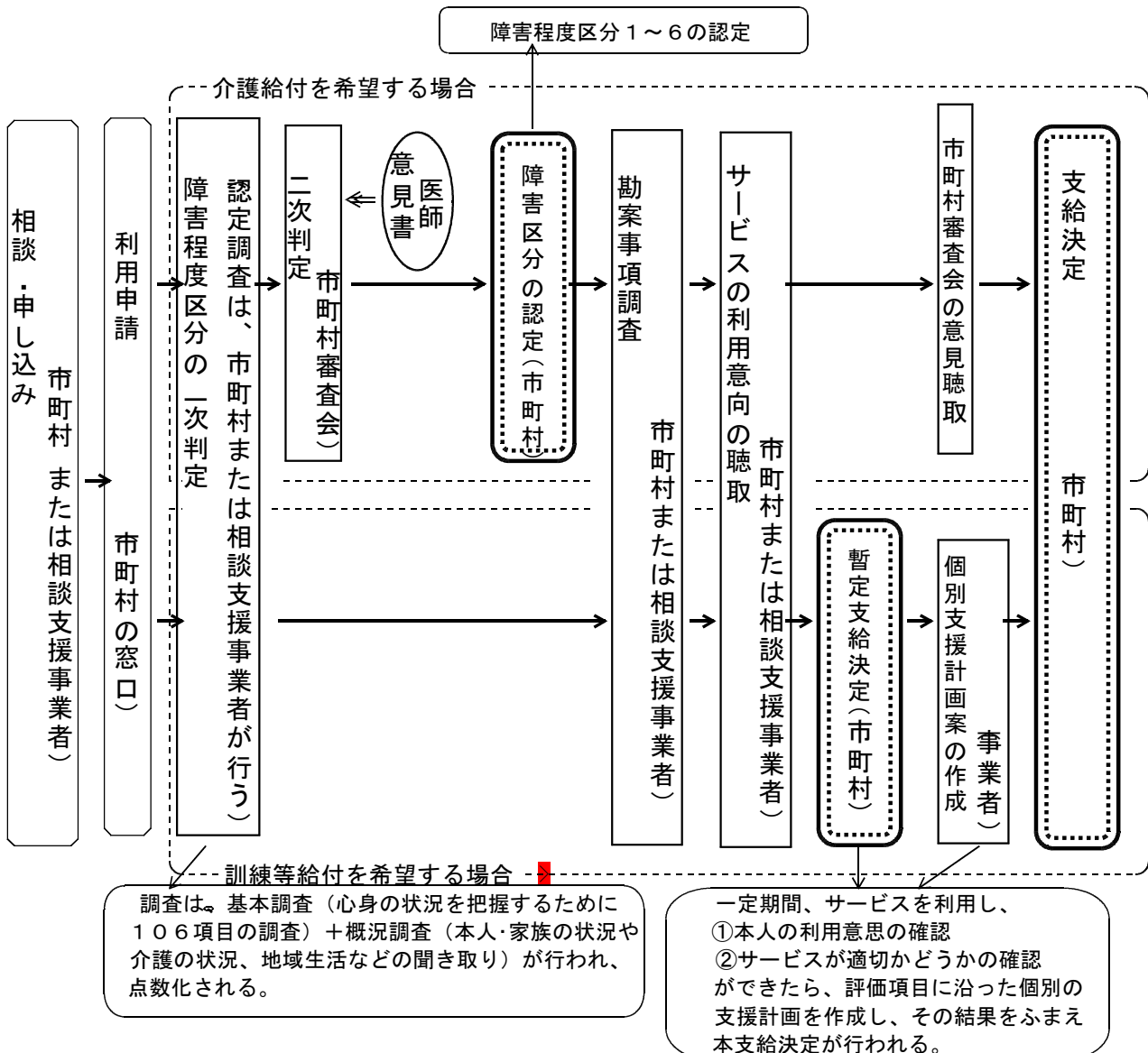
	新サービス名	旧サービス名	新サービスの内容	障害認定区分 18歳以上のみ 判定対象	対象 年齢	サービス 支給 期間
介 護 給 付	居宅介護 (身体介護 家事援助)	居宅介護 (身体介護 家事援助)	・自宅で行う入浴、排泄の介護(身体介護) ・調理、掃除等の援助(家事援助)	区分1以上	制限なし	1年
	居宅介助 (通院介助) (身体介護を伴う 身体介護を伴わない)	居宅介護 (身体介護)	・病院等への通院のための介助	身体介護を伴う 区分2以上 身体介護を伴わない 区分1以上	制限なし	1年
	居宅介護 (通院等乗降介助)	居宅介護 (乗降介助)	・ヘルパーの運転する車輛への乗車 ・降車の介助に加えて、車輛への乗降 か受診手続き等の介助を行う	区分1以上	制限なし	1年
	重度訪問介護	日常生活支援 (含外出介護)	・自宅で行う入浴、排泄の介護、調理、 掃除等の援助、外出時の移動支援など を一連のサービスとして提供 (身体介護+家事援助+移動支援)	区分4以上	15歳 以上	1年
	行動援護	行動援護	・危険回避のための支援、外出のため の支援など(強度行動障害者への移 動支援サービス)	区分3以上	制限なし	1年
	重度障害者等 包括支援	(なし)	・相談支援専門員による個別支援計 画に基づき、必要なサービス(居宅介護、 重度訪問介護、行動援護、生活介護、ケ アホーム、短期入所等)を包括的の実施、 24時間連絡体制の確保	区分6以上	15歳 以上	1年
	児童デイサービス	デイサービス (児童)	・日常生活における基本的な動作の 指導、集団生活への適応訓練	—	18歳 未満	1年
	短期入所	短期入所	・介護者の疾病等の理由により施設 への短期間の入所が必要な場合に、 入浴、排泄、食事等の介護や日常生活 上の支援を行う	区分1以上	制限なし	1年
	療養介護	筋萎縮症者療養 援護 重症心身障害者 施設(18歳以上)	・医療機関において、機能訓練、療養 上の管理、看護、介護及び日常生活の 世話をを行う	区分6 または 区分5以上	18歳 以上	3年
	生活介護	療養施設(日中) 更生施設(日中) 授産施設(日中)	・事業所において入浴、排泄食事の介 護、日常生活上の支援や、軽作業等の 生産活動や創作的活動の機会を提供 する	通所区分3以上 (50歳以上区分2) 入所区分4以上 (50歳以上区分3)	18歳 以上	3年
施設入所支援	療養施設(夜間) 更生施設(夜間) 授産施設(夜間)	・入所施設において、夜間、休日の入 浴、排泄、食事の介護等を提供する	区分4以上 (50歳以上区分3)	18歳 以上	3年	
共同生活介護 (ケアホーム)	グループホーム (一部)	・共同生活する住居において、家事等 の日常生活上の支援、食事、入浴等の 介護、日常生活における相談支援、日 中活動の事業所との連絡調整を行う	区分2以上	18歳 以上	3年	
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練)	療養施設 更生施設等	・理学療法や作業療法等の身体的リ ハビリテーション ・日常生活上の相談支援	区分認定対象外 のサービス	18歳 以上	1年6 月 ※1
	自立訓練 (生活訓練)	療養施設 更生施設等	・食事や家事等の日常生活能力の向 上のための支援 ・日常生活上の相談支援		18歳 以上	2年又 は3年 ※1 ※2
	就労移行支援	授産施設 福祉工場 小規模作業所等	・事業所における作業、企業における 実習 ・適性にあった職場探し、就労後の職 場定着のための支援		18歳 以上 65歳未満	2年 ※1

	新サービス名	旧サービス名	新サービスの内容	障害認定区分 (18歳以上のみ 判定対象)	対象 年齢	サービス 支給 期間
訓練等 給付	就労継続支援 A型 (雇用型)	授産施設 福祉工場 小規模作業所等	・事業所内で就労の機会の提供(雇用 契約を締結)	区分認定対象外 のサービス	18歳 以上 利用開始 時 65歳 未満	3年
	就労継続支援 B型 (非雇用型)	授産施設 福祉工場 小規模作業所等	・事業所内で就労や生産活動の機会 の提供 (雇用契約を結ばない)		18歳 以上	3年
	共同生活援助	グループホーム (一部)	・共同生活を行う住居において、家事 等の日常生活上の支援、日常生活に おける相談支援、日中活動の事業所 との連絡 調整を行う	区分1以下	18歳 以上	3年

※1;自立訓練(機能訓練、生活訓練)と就労移行支援は有期利用であり、原則、当該サービス支給期間を超えた更新は行うことができない。また、当初の支給決定期間は1年間とし、必要があれば上記の期間の範囲内で更新する。

※2;自立訓練(生活訓練)のサービス支給期間は、特に長期間にわたって入所・入院していた者は3年、それ以外の場合は2年となる。
『障害福祉サービスの内容・対象者等(広島市障害自立支援課作成)』を参照

(2) 障害者自立支援法における障害福祉サービスの利用の手続き



『平成21年4月版 障害者自立支援法のサービス利用について(製作/全国社会福祉協議会、監修/厚生労働省)』参照

() 広島市が実施する障害者自立支援法に基づき 地域生活支援事業

事業名		概要など	
地域活動支援センター	型	・専門職員(保健福祉等)を、医療、福祉及び地域の社会基との連携強化のための調整、地域住ホテア成、障害に対する理をるための及 ・相談支援事業をて行う。	対象者 15歳以上の身体障害者、的障害者、障害者 利用手続き 事業者と契約をわし利用。
	型	・障害者て、サービスの一部が地域活動支援-にわる。 ・就労な宅の障害者を対象に創作的活動、社会との、機能訓練、社会適応訓練などのサービスを提供する。	利用手続き 居住区の保健福祉課にし、受給者の付を受けた後に事業所と契約して利用。
	型	・小規模作業所が法人を取することにより、就労継続支援や地域活動支援-型事業等に移行する。 ・一就労することがな障害者に共同作業の場を設けて事を提供し、能習訓練や生活指導等を実施する。	対象者 15歳以上の身体障害者(児)、的障害者(児)、障害者(児) 利用手続き 事業者と契約をわし利用。
日中一時支援事業		・短期入所の日中かりとして実施していたサービスが日中一時支援事業にわる。 ・家族の就労支援及び一時的な休等のために、障害者(児)を障害福祉サービス事業所や障害者支援施設などで、一時的にかって、り等のサービスを実施する。	対象者 的障害者、障害児 利用できる日数 原則、月日(4時間未満は0.5回) 利用手続き 居住区の保健福祉課にし、受給者の付を受けた後に事業所と契約して利用。
移動支援事業		・障害者(児)がに外出することができるように支援する。 ・障害児の保護者が入院した場合など一時的な場合に加え、通学・通所の支援については、障害児の保護者が就労する場合について利用できる。 ・月に80時間を上限とする。 ※社会参加支援`イ`ヘルパ-のをて利用する場合、合わせて月80時間を上限とする。	対象者 全身性障害者(児)、障害者(児)、的障害者(児)、障害者(児) 利用手続き 居住区の保健福祉課にし、受給者の付を受けた後に事業者と契約して利用。
社会参加支援`イ`ヘルパ-事業		・障害者(児)が外出等社会参加活動をするとき、市ホテアの社会参加支援`イ`ヘルパ-をし付介助を行う。 ・月に80時間を上限とする。 ※移動支援をて利用する場合は、合わせて月80時間を上限とする。	対象者 体自由者(児)、全身性障害者(児)、障害者(児)、的障害者(児)、障害者(児) 利用手続き 居住区の社会福祉協議会へ利用を。
その事業	相談支援(関機関との連絡調整、利護) ケーション支援(手話員・要約記員など) 日常生活用の給付 福祉ホーム 重度障害者入浴サービス 生活訓練 障害児いきいき活動事業 社会参加		

『広島市がおこなう地域生活支援事業 平成23年4月 広島市』を参照